

令和 7 年

寒河江市農業委員会第 7 回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第 7 回総会

日 時 令和 7 年 7 月 2 5 日（金）午前 9 時 0 0 分

会 場 寒河江市中央公民館 2 階 第 2 研修室

出席委員

1 番 山 田 和 義	2 番 影 沢 政 俊	3 番 後 藤 孝 好
4 番 西 尾 沙 織	5 番 眞 木 早百合	6 番 郷 野 富司男
7 番 猪 倉 通 文	8 番 氏 家 理 香	9 番 安孫子 智
1 0 番 大 泉 孝 彦	1 1 番 鈴 木 浩 之	1 2 番 原 田 義 人
1 3 番 芳 賀 宏	1 4 番 高 橋 博	1 5 番 奥 山 浩 二
1 6 番 布 施 功 子	1 7 番 片 桐 道 雄	1 8 番 木 村 三 紀

事務局

事務局長補佐（総括） 高 子 英 晴	事務局長補佐（農地担当） 日下部 靖 広
農 地 係 主 任 土 田 修	農 地 係 主 任 芳 賀 遼太郎
総 務 係 主 任 清 野 倫	

報告事項

- （１）農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- （２）工事進捗状況報告書について
- （３）農地の転用事実に関する照会について

議事

- （１）議第 2 5 号 農地法第 3 条の規定による許可処分について
- （２）議第 2 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について
- （３）議第 2 7 号 非農地証明願の審議について
- （４）議第 2 8 号 農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について
- （５）議第 2 9 号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る審議について

開会 午前 8時54分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第7回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、3番後藤委員、16番布施委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、清野主任にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) 報告事項につきまして、事務局から報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長 ただいまの報告について何か質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長

質問がないようですので、早速議事に入ります。
議第25号から議第29号までの議案について一括上程します。

- (1) 議第25号 「農地法第3条の規定による許可処分について」
- (2) 議第26号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (3) 議第27号 「非農地証明願の審議について」
- (4) 議第28号 「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について」
- (5) 議第29号 「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る審議について」

以上、議第25号から議第29号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限ですが、議第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、議第27号「非農証明願の審議について」、議第29号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る審議について」、14番高橋委員が関係委員となっております。

木村議長

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。
片桐会長職務代理者、報告をお願いします。

片桐会長職務代理者

はい、議長。

木村議長

はい、片桐会長職務代理者。

片桐会長職務代理者 17番、片桐です。

去る7月18日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第5条の許可申請案件4件、非農地証明願案件1件の合計5件を審査しました。

議第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」順位21番、寒河江地区、営業用車両及び従業員駐車場用敷地への転用案件です。

申請地は、高田三丁目、都市計画区域内の用途地域にある農地で、申請者の会社近くにあり、計画どおりであれば、特に問題ないと判断しました。

次に、順位22番、西根地区、宅地分譲用敷地への転用案件です。

申請地は、西根小学校の通り、建設中の内回りバイパスの交差点付近で、都市計画区域内の用途地域にある農地であり、計画どおりであれば、特に問題ないと判断しました。

関連して、順位23番は順位22番に隣接しています。順位22番は都市計画区域内の用途地域であり宅地分譲は可能ですが、順位23番は用途地域となっていないため、宅地分譲はできません。そのため、建築条件付宅地分譲用敷地への転用案件となっています。計画どおりであれば、特に問題ないと判断しました。

次に、順位24番、寒河江地区、保育園建築用敷地への転用案件です。

申請地は、石持から八畝に向かう通りで、都市計画区域内の用途地域にある農地であり、計画どおりであれば、特に問

題ないと判断しました。

議第 27 号「非農地証明願の審議について」順位 8 番、南部地区の案件です。

議第 26 号、順位 20 番に隣接する農地です。

申請地は大字島字皿沼東にある土地で、申請人は申請地を平成 20 年 2 月から所有している。一方で、隣接地の方は昭和 62 年 9 月に贈与された時から現状のとおりになっていたとのこと。今般の隣接地の立ち合いにより境界が公図と相違していることが判明し、お互い解決するために申請するもので、20 年以上住宅として利用され、現在に至っているもので、非農地と判断できる場所でした。

申請された案件については、すべて異議なしとされたところです。

以上であります、各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長 ありがとうございました。

木村議長 それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間は 30 分程度としまして、9 時 35 分までとします。

 それでは地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9 時 05 分

再開 午前 9 時 35 分

木村議長 それでは、休憩を閉じまして、議事を再開します。

 初めに、議第 25 号「農地法第 3 条の規定による許可処分

について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、柴橋地区、奥山委員、お願いします。

奥山委員 はい、議長。

木村議長 はい、奥山委員。

奥山委員 15番、奥山です。

議第25号「農地法第3条の規定による許可処分について」、4ページをご覧ください。順位30番。

(議案書順位30番朗読)

所在は、柴橋小学校、此の木橋と南進し、国道458号につきあつた丁字路の左側の丘の上の農地となります。

譲受人は、今年4月の総会に、今回の農地に隣接する農地の所有権移転を申請し、認められています。

7月15日、柴橋地区の農業委員と推進委員全員で現地を確認行いました。農地の状況は、耕作放棄地で使用されていない畑になっております。譲受人が、農地として利用するのであれば、耕作放棄地の解消にも繋がり、良いことだと考えております。

事前審査会、地区審査でも異議はございませんでした。

続きまして、順位31番。

(議案書順位31番朗読)

現地は5筆ありますが、金谷[REDACTED]以外の4筆は、それぞれ近いところにまとまった農地となっております。1筆

だけ離れている金谷[]は、主要地方道天童寒河江線と高速道路の交錯したところから西へ10mほど進んだところに、田んぼとその奥の方に樹園地がありますが、その樹園地の一角にあたります。自己管理されておりました。その他の4筆は、そのまま県道を西の方に進みますと信号がある交差点があり、さらに100mほど進みます。右手に金谷[]の田、左手に市道がありまして、そこを100mほど進むと樹園地と畑の3筆があるというような状況であります。

7月15日に柴橋地区の農業委員と推進委員全員で現地確認を行いました。借人は、貸人の同居している孫にあたります。祖父の田畑を借りて、野菜の栽培を頑張っているところであります。田の方も耕作されておりました。申請どおりであれば何ら問題ないと思われます。

事前審査会、地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、眞木委員、お願いします。

眞木委員

はい、議長。

木村議長

はい、眞木委員。

眞木委員

5番、眞木です。

同じく4ページをご覧ください。順位32番。

(議案書順位32番朗読)

順位32番について、7月14日、白岩地区の農業委員・

推進委員全員で現地を確認してまいりました。所在は、白岩にある農業資材屋さんの隣の道を東に200m入った人家に隣接する農地になります。申請地は、以前、ビー・エム・エフが山林を含めてすべての農地を購入した中の1筆となります。申請人の家に隣接する畑で、以前より畑で耕作していたところを売買するものです。引続き、畑として利用しており問題ないものと思われます。

事前審査会、地区審査でも異議はございませんでした。
以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

木村議長

はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 順位30番から32番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第 25 号「農地法第 3 条の規定による許可処分について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第 25 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議第 26 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、14 番高橋委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

それでは、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、安孫子委員、お願いします。

安孫子委員

はい、議長。

木村議長

はい、安孫子委員。

安孫子委員

9 番、安孫子です。

議第 26 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、6 ページをお開きください。順位 19 番。

(議案書順位 19 番朗読)

所在は、西寒河江駅の北西側で、左沢方面に向い線路の右

側になります。寒河江高校南側の崖の下になります。申請地は譲受人の自宅の裏で作業するにしてもお互いの土地を行き来するような、崖と自宅の間の狭い農地になっています。冬期間、宅地の雪置場として一帯を利用するため土地を譲り受けたいということです。

7月12日、寒河江・南部地区の農業委員・推進委員全員で現地確認を行いました。申請どおりであれば何ら問題ないと判断いたしました。

事前審査会、地区審査会でも異議はございませんでした。
続きまして、順位20番。

(議案書順位20番朗読)

所在は、産業通りを山形方面に進み、皿沼公民館の手前を左に入り、約100m進みY字路を右側に進んだ約50m先の左側になります。借人と貸人は親子関係であり、借人は現在アパートに住んでいますが、家族が増え手狭になり、夫婦で農業に従事しているため、作業ハウスに近い場所に住まいを探していたところ、申請地を父から借り受けることになり、自宅を建てるということです。

7月12日、寒河江・南部地区の農業委員・推進委員全員で現地確認を行いました。申請どおりであれば、隣にも住宅があり問題ないと判断しました。

事前審査会、地区審査会においても異議はございませんでした。

続きまして、順位21番。

(議案書順位21番朗読)

所在は、寒河江バイパスを山形方面に進んで、幸楽苑とし

まむらの交差点を右側に入り、山形ダイハツの先を右に入り約200m先の右側に山形環境エンジニアリングがありますが、その50m先左側の農地で、高田団地駐車場の東側になります。譲受人は山形環境エンジニアリングの親会社で、山形環境エンジニアリングの営業車両及び従業員駐車場として利用したいということです。また、この農地は周りが住宅地となっておりまして、ここ数年、耕作しておらず荒れている農地で、近隣住民から苦情が来ている農地でした。

7月12日、寒河江・南部地区の農業委員・推進委員全員で、また7月17日、事前審査会参加者で現地確認を行いました。申請どおりであれば問題ないと判断しました。

事前審査会、地区審査会においても異議ございませんでした。

続きまして7ページ、順位24番。

(議案書順位24番朗読)

所在は、石持町のあおぞら保育園の近くで、隣接している農地になります。保育園のスペース確保及び増員に対応できるよう近隣にまとまった土地を探していたところ、休耕を検討している農地があることを知り、農地の有効利用や子どもが自然とふれあいながら過ごせるように計画したということです。

7月12日、寒河江・南部地区の農業委員・推進委員全員で、また7月15日、事前審査会参加者と現地確認を行いました。申請どおりであれば何ら問題ないと判断しました。

事前審査会、地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。

鈴木委員 はい、議長。

木村議長 はい、鈴木委員。

鈴木委員 1 1 番、鈴木です。
6 ページをご覧ください。順位 2 2 番。

(議案書順位 2 2 番朗読)

関連がありますので、続けて順位 2 3 番。

(議案書順位 2 3 番朗読)

所在は、市道八鍬日田線と内回りバイパス建設中の交差するところの近くであります。現在、この農地は何も耕作していない状況です。

先月 6 月 1 4 日に、申請があったため西根・三泉地区の農業委員・推進委員全員で現地を確認してまいりました。7 月 1 3 日に、私と斎藤推進委員で再度、現地を確認しており、7 月 1 7 日の事前審査でも出席者全員で確認してまいりました。申請どおりであれば何ら問題ないと判断いたしました。

事前審査会、地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございました。
続いて、高松地区、影沢委員、お願いします。

影沢委員 はい、2 番、影沢です。
7 ページをご覧ください。順位 2 5 番。

(議案書順位 25 番朗読)

順位 25 番については、7 月 13 日に醍醐・高松地区の農業委員・推進委員全員で現地調査を行いました。現地については清助新田集落センターから 100 m 南へ進んだ先のところ。5 月の総会で地域農業経営基盤強化推進計画からの除外申請がされており、申請どおりの転用であれば何ら問題ないと判断いたしました。貸人と借人は親子関係で借人のアパートが手狭となり住宅を新築するものです。

事前審査会、地区審査でも異議はございませんでした。
以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) はい、議長。

木村議長

はい、事務局。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) 順位 19 番は宅地の拡張の転用申請になっております。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位 20 番は住宅建築用敷地への転用申請になっております。申請地は、農用地区域外にあり、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連担している区域内にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は、原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

なお、地域計画内の農地となっており、地区計画からの除外が必要であり、議第２９号による審査もお願いします。

順位２１番は営業用車両及び従業員駐車場用敷地への転用申請になっております。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、第３種農地と判断します。第３種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位２２番は、宅地分譲用敷地への転用申請になっております。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、第３種農地と判断します。第３種農地であっても、通常宅地分譲は認められておりませんが、用途地域内にある農地であり、例外として宅地分譲も認められており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位２３番は順位２２番に隣接し、建築条件付宅地分譲用敷地への転用申請になっております。申請地は、農用地区域外にあり、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連担している区域内にある農地で、第３種農地と判断します。第３種農地は、原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位２４番は、保育園建築用敷地への転用申請になっております。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、第３種農地と判断します。第３種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位２５番は住宅建築用敷地への転用申請になっております。申請地は、農用地区域外にあり、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連担している区域内にある農地で、第３種農地と判断します。第３種農地は、原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

なお、この案件は５月に地区計画からの除外を終えている農地となっております。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査

の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。
以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について発言のある方は、挙手をお願いします。

山田委員

はい、議長。1番、山田です。

先程の順位22番、23番の地図、もう一度お願いします。隣の農地は、おそらくりんごを作っていて、後から隣へ建物が建つと、早朝からのスプレイヤーの消毒や農薬の飛散が懸念されるところでございますので、その辺を十分に考慮して、対応しながら進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

木村議長

その件について、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

宅地分譲、住宅を建てるどころと、農地の農作業との、そういった問題は大いにしておりますので、宅地分譲を計画している事業者の方に、十分、そういった懸念点については伝えておきます。

木村議長

山田委員、よろしいですか。

山田委員

はい。

木村議長

農業者の方の不利益にならないような形で伝えていただきたいと思います。

木村議長 その他、意見はございますか。

(発言なし)

木村議長 意見がないようですので、採決いたします。

議第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第26号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(関係委員入室)

木村議長 関係委員に申しあげます。議第26号は原案のとおり決定したことを報告します。

次に、議第27号「非農地証明願の審議について」、14番高橋委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

木村議長 それでは、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

はじめに、寒河江・南部地区、安孫子委員、お願いします。

安孫子委員 はい、議長。

木村議長 はい、安孫子委員。

安孫子委員 9 番、安孫子です。

議第 2 7 号「非農地証明願の審議について」、9 ページをご覧ください。順位 8 番。

(議案書順位 8 番朗読)

場所は、先ほどの議第 2 6 号順位 2 0 番に隣接する場所になっております。こちらは登記簿を取った時に、判明したということです。

7 月 1 7 日、事前審査会参加者と現地確認を行いました。互いの解決のための申請であれば、問題ないと判断しました。以上です。

木村議長 ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) 特にございません。

木村議長 ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

ただいま、地区担当委員、事務局からの説明について、発

言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長 意見がないようですので、採決いたします。議第２７号「非農地証明願の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第２７号は、原案のとおり決定しました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(関係委員入室)

木村議長 関係委員に申し上げます。議第２７号は原案のとおり決定したことを報告します。

次に、議第２８号「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について」、地区担当委員より、議案の朗読と地区審査の結果の報告をお願いします。

西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。

鈴木委員 はい、議長。

木村議長 はい、鈴木委員。

鈴木委員 １１番、鈴木です。

第２８号「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について」、１２ページをご覧ください。

(議案書N o . 1 朗読)

続いて13ページの集計表をご覧ください。

西根地区 1筆 畑0.09ha

農地中間管理事業案件について、いずれの計画案も地区の担い手等に貸し出すものであり、地域計画の達成に資すると判断しました。

地区審査会でも異議はありませんでした。

なお、この案件は4月総会にかけた集積のうち、当初の受け手の死亡が判明したため、取下げしていたものです。

出し手と山形農業支援センターの契約は取り下げていないため、今回は山形農業支援センターと受け手の契約部分について山形農業支援センターへ提出するものです。

地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地中間管理事業の推進に関する法律に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) はい、議長。

木村議長

はい、事務局。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。

また、法第19条第3項に基づく農業委員会の意見の決定は予め会長から専決を頂いております。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局から説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。議第２８号「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第２８号は、原案のとおり決定しました。

次に、議第２９号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る審議について」、１４番高橋委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

木村議長

それでは、地区担当委員より、議案の朗読と地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、安孫子委員、お願いします。

安孫子委員

はい、議長。

木村議長

はい、安孫子委員。

安孫子委員

9 番、安孫子です。

議第 29 号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る審議について」、15 ページをご覧ください。順位 4 番。

（議案書順位 4 番朗読）

所在地は、先ほどの議第 26 号順位 20 番の場所です。申請地の隣も住宅となっており、宅地に転用して住宅を建築しても、問題ないと判断いたしました。

地区審査会におきましても異議はございませんでした。
以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

木村議長

はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 順位 4 番は先ほどの議第 26 号順位 20 番の農地で、住宅建築用敷地への転用申請となっております。周囲に農地がありますが、農地と集落地の境にある農地であり、集団性を阻害するものではなく、地域計画から除外しても周囲に影響を及ぼすものではないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

ただいまの説明について、発言のある方は、挙手をお願い

します。

(発言なし)

木村議長 意見がないようですので、採決いたします。議第２９号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第２９号は、「異議なし」と決定し、市長へ提出します。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(関係委員入室)

木村議長 関係委員に申しあげます。議第２９号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長 これで、本日上程された議案については、全て議決されました。

以上を持ちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労様でした。

閉会 午前 １０時１６分

令和7年7月25日

第7回総会 議長 木村三紀

議事録署名委員 3番委員 後藤孝好

議事録署名委員 16番委員 布施功子